

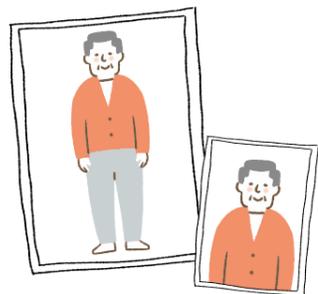


対象者

町内在住で、行方不明の心配のあるかた(住民票の有無は問いません)が対象。対象となるかたの情報を事前に登録します。

登録情報

対象となるかたの写真、身体的特徴、よく通っていた場所、緊急連絡先などを申請書に記入し登録します。登録情報は、大切に保護され、この制度のためだけに使われます。なお、1年に1回登録情報を更新する必要があります。



登録に必要な物

3か月以内に撮影した、登録の対象となる本人の写真。正面から帽子を着用していない状態で顔を撮影した写真と、全身を撮影した写真が、それぞれ1枚ずつ必要になります。



詳細はコチラ

認知症等で行方不明になった高齢者は、昨年、全国の統計で過去最多の約二万八千人となり、ここ10年で2倍に増加。認知症の人は、軽度や認知症とはわからない状態でも、行方不明になる可能性があることが明らかになっています。福智町では、認知症などで行方不明になった場合、より迅速に警察などの関係機関と連携して早期発見・保護するため、「事前登録制度」を実施中。相互の安心のため制度を利用しませんか。

☎ 役場 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係 ☎22-7762

「事前登録制度」

利用しませんか？ 行方不明の心配のある高齢者等のための…

「自分は大丈夫！」と思っている、その皆さん… 消費者トラブルにご注意ください！

☎ 役場 まちづくり総合政策課 地域振興係 ☎22-7766

現在、身近で起きている 消費者トラブルをご紹介します

Case1 災害に便乗した悪質商法



地震や大雪など、住宅の屋根や床下、配水管などを「無料で点検します」などと言って突然家を訪問し、点検結果で「壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫るトラブルが多数発生しています。

対処法

- 訪問されても安易に点検をさせない
- その場で契約せず、加入先の保険会社等に相談する、複数社から見積りをとって比較するなど、よく検討する

Case2 ネット通販の定期購入トラブル



インターネット通販で「初回無料」、「お試し価格」の広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したが、定期購入の契約だったなどのトラブルが多く発生しています。

対処法

- ネット通販の申込時は、最終確認画面で商品の内容や取引条件・解約条件などを慎重に確認する
- 注文時の契約内容(最終確認画面など)のスクリーンショットを撮り、表示されていた契約条件を証拠として残す
- 業者と連絡がつかない時は、業者に連絡した証拠として、電話やメールの記録を残しておく

消費者トラブル等でお困りの場合は、下記相談窓口までご連絡を！

連絡先 1 田川郡消費者センター (福智町役場庁舎内)

諸事情で急遽休館する場合があります。対面での相談希望者は、センターが休館していないか、電話で確認後、ご来庁ください。

☎ 0947-22-9040

相談日時 火・木曜日(祝日年末年始除く)
9時~12時 / 13時~16時

連絡先 2 県消費生活センター

左で紹介する「田川郡消費者センター」が閉館している時に、お急ぎで相談したいかたは、下記の連絡先をご利用ください。

☎ 092-632-0999

相談日時 月~金曜日 / 9時~16時30分
日曜日 / 10時~16時(祝日年末年始除く)

※ 連絡先01・02が閉館している場合は、「消費者ホットライン ☎118(局番なし)」へご連絡ください。

Column 町立学校で「認知症サポーター養成講座」を開催！

令和5年7月から12月にかけて、町内6校で「認知症サポーター養成講座」を行いました。小学生の講座は4年生を対象に、**① 認知症についてのお話、② 紙芝居、③ グループワーク**を実施。子どもたちは、真剣な表情で講話に耳を傾けていました。班別のグループワークでは、積極的に意見交換。認知症の人や高齢者、困っている人に対し、自分たちにどのような声かけやお手伝いができるのかを、みんなで考え、学んでいました。講座終了後には、受講したすべての児童・生徒にサポーターの証であるオレンジリングと副読本を配布。今年度は、町立学校で合計304人の認知症サポーター(キッズサポーター)が誕生しました。



← ④ 市場小 / ⑤ 方城中の養成講座の様子